

平成20年10月20日
於：国土交通省4階特別會議室

交通政策審議會海事分科会
第1回船員部会
議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
議題1. 交通政策審議会海事分科会船員部会長の選任について	2
議題2. 船員部会の運営規則(案)について	3
議題3. 船員部会の今後の進め方について	5
議題4. 船員派遣事業の許可について(非公開)	
3. 閉 会	11

【出席者】

(委員及び臨時委員)

- ・公益代表 杉山委員、山村委員、井山委員、小杉委員、田付委員、田原委員、野川委員
- ・労働者代表 高橋委員、三宅委員
- ・使用者代表 阿部委員、飯塚委員、小比加委員、小坂委員、三木委員

(事務局)

- ・国土交通省 伊藤海事局長、大野海事局次長、染矢技術審議官、
蝦名海事人材政策課長、西村運航労務課長、楳葉海技課長
川崎企画調整官、久米雇用対策室長、風巻雇用対策室課長補佐

開 会

【川崎企画調整官】

おはようございます。それでは、定刻となりましたので、まだ一部の委員の方は来られていませんが、ただいまから交通政策審議会海事分科会第1回船員部会を開催させていただきます。

委員及び臨時委員の皆様におかれましては、ご多用の中、本部会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます海事局海事人材政策課の川崎と申します。よろしくお願いたします。

第1回目の部会でございますので、部会長が選任されるまでの間、私の方で議事を進めさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

まず、本部会は、7月17日に開催されました交通政策審議会第17回海事分科会の方におきまして、船員政策に関する重要事項及び船員関係法令に基づく調査審議を行うために、設置が了承されております。そして、分科会長より部会の属すべき委員及び臨時委員の指名がございました。本部会委員及び臨時委員の名簿は、お手元にお配りしております資料1のとおりでございますので、ご覧いただければと思います。

また、臨時委員の方につきましては、発令通知、海事分科会臨時委員指名通知及び船員部会指名通知をそれぞれお手元に配布させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めに海事局の伊藤局長よりご挨拶させていただきます。

【伊藤海事局長】

おはようございます。第1回の交通政策審議会の海事分科会船員部会ということで、委員の皆様には、大変お忙しい中、朝早くからお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

今、事務局からも説明がございました第1回目の船員部会でございますけれども、これまで船員中央労働委員会が担っておりました船員法関係の大臣の諮問機関としての役割をこの船員部会が引き継ぎまして、船員政策に関する重要事項の調査審議を行う機関として設置されたものでございます。

臨時委員の皆様には、船中労の場で公労使の代表として大変お世話になっておりますし、また、杉山先生、山村先生はこれまでも交通政策審議会海事分科会の方で大変お世話になっております。引き続きまして、船員部会にご協力を賜りますように、よろしくお願申し上げます。

今まで、もちろん船中労でいろいろご議論もいただきました、あるいは海事分科会の方でもご議論いただきましたとおり、船員をめぐる状況というのは大変厳しい状況でございます。1つには、船員の数の絶対量が減ったということ。あるいは、内航船員で申しますと、高齢化が大変進んでおるとい状況は、皆様ご存じのとおりでございます。そういった中で、最近のトピックスとしては、トン数標準税制を導入しまして、その関連で、特に内航海運では船員計画雇用促進事業というものを予算の裏づけのもとに創設いたしまして、我が国の経済活動を支えます海運に必要なヒューマンインフラとしての船員の確保・育成、これに国土交通省は全力を挙げてただ今取り組んでおる次第でございます。

今日は第1回目ということで、所用の手續と、それから実質的なご審議としまして、船員派遣事業の許可ということをご議論いただきます。ぜひよろしくお願を申し上げます。

簡単でございますけれども、私の方からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【川崎企画調整官】

ありがとうございます。それでは、本日ご出席いただいております委員の方々をご紹介させていただきます。お配りしております委員名簿のほうをご覧いただければと思います。名簿の順番でご紹介させていただきます。

(委 員 紹 介)

本日は、委員及び臨時委員総員17名中14名のご出席という形になりますので、交通政策審議会令第8条第1項による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本部会は情報公開の観点から、原則として会議を公開するとともに、議事録を国土交通省のホームページの方に掲載することとしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、事務局であります国土交通省からの出席者をご紹介いたします。

(事 務 局 紹 介)

本日の出席者につきましては、以上でございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、先ほどご紹介しました資料1の委員名簿がございます。その次に、資料2でございますが、船員部会の運営規則(案)というものがございます。その次に、資料3でございますが、船員部会の今後の進め方についてという資料がございます。その次が資料4で、諮問第71号、船員派遣事業の許可についての資料でございます。

もし過不足等ございましたら、ご連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議題1. 交通政策審議会海事分科会船員部会長の選任について

【川崎企画調整官】

まず、議題1の交通政策審議会海事分科会船員部会長の選任についてでございますが、交通政策審議会令第7条第3項によりまして、本部会に属する委員の互選によることとされております。いかが取り計らいましょうか。

【山村委員】

ヒューマンインフラ部会の部会長なども務められ、船員行政にも幅広い識見を有していられ、杉山委員をご推薦したいと思います。よろしくお願いたします。

【川崎企画調整官】

ただいま杉山委員を船員部会長にとのご推薦がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川崎企画調整官】

ありがとうございます。それでは、杉山委員に船員部会長をお願いすることといたしまして、今後の議事進行を部会長の方をお願いいたしたいと存じます。

杉山部会長、よろしくお願いたします。

【杉山部会長】

ただいまご指名をいただきました杉山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど伊藤局長からご説明ございましたが、本部会は、かつての船員中央労働委員会が行ってまいりました船員法等船員関係法令に基づく調査審議機能を引き継ぐとともに、船員に関する重要事項の調査審議を行うということで設置されました。ご承知のように、我が国は四面を海に囲まれておりまして、海運は極めて重要な役割でございます。その海運を支える船員、山村先生と一緒にこれをヒューマンインフラと名づけて、その確保の方策を検討させていただいたわけでございますけれども、その労働条件及び労働環境をしっかり整備していくということが何より増して重要なことだというふうに考えております。従いまして、委員及び臨時委員の皆様方のご協力を頂戴いたしまして、実りある議論とするように努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【川崎企画調整官】

それでは、海事局長の方がご都合により退席されます。よろしくお願いたします。

【伊藤海事局長】

よろしくお願いたします。

(伊藤海事局長 退席)

【杉山部会長】

それでは、議事を進めてさせていただきたいと存じます。

初めに、交通政策審議会令第7条第5項の規定により、部会長代理は委員のうちから部会長が指名することとされておりますので、私から部会長代理を指名させていただきたいと存じます。

部会長代理は、ヒューマンインフラ部会で一緒に議論をさせていただきました山村委員をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議題2. 船員部会の運営規則(案)について

【杉山部会長】

先ほど議題1が既に終わっておりますので、議題2、船員部会運営規則(案)について、まず事務局よりご説明をお願いし、議論を頂戴したいと存じます。よろしくお申し上げます。

【蝦名海事人材政策課長】

それでは、ご説明させていただきます。お手元の資料2をお開きいただければと思います。船員部会の運営規則というものでございます。

1ページはねていただきますと、第一条からでございます。趣旨は、そこでございますように、海事分科会に設置する船員部会の議事の手続その他に関して決めるということでございます。二条が、委員、臨時委員の定義でございまして、それ以下、主として審議会の一般的な規定でございますけれども、特徴的なところを中心にご説明申し上げたいと思います。

組織の関係では、委員、使用者を代表する臨時委員、労働者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員で構成するということでございまして、2項の使用者を代表する者及び労働者を代表する者の数は同数とするところが特徴的なところでございます。

第四条、部会長でございまして、ただいまお決めいただいたとおりでございますが、互選により選任をするということでございます。部会長に事故があるときは、指名する者、部会長代理でございまして、その職務を代理するというのが2項でございます。

第五条が会議の招集ということで、部会長が招集をするということ。2項は、緊急やむを得ないときなどを除くほかは、5日前に通知をするということでございます。

第六条は、出席できない場合の規定でございます。

第七条、議長。議長は、部会長が議長となっていること。

第八条は委員以外の者。必要があると認めるときには、委員以外の者に対して、意見を述べ、説明を行うことを求めることができるということでございます。

第九条は議事録。

第十条が議事でございまして、十条の1項にありますとおり、使用者を代表する関係臨時委員、労働者を代表する関係臨時委員並びに委員及び公益を代表する関係臨時委員の1人以上を含む委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ここは特徴的なところでございます。それから、過半数で決しということでございます。それから3項に、自己に直接利害関係がある事項の審議が行われる場合は、その議決に加わることはできないということでございます。

十一条が議事の公開。全部、または一部を非公開とすることができるという旨も規定されております。

十二条が最低賃金専門部会の設置ということでございまして、船員中央労働委員会の場合も、最低賃金に関しては専門部会が4つほど設置されておりました。この船員部会でも最低賃金に関連する議論を今後行っていくこととなりますが、その際には最低賃金専門部会を置くことができるということを規定してございます。その場合には、3項にございまして、関係使用者を代表する臨時委員、関係船員を代表する臨時委員並びに委員及び公益を代表する臨時委員、各同数をもって組織するということ。4項では、総数9名以内ということ。5項で、それぞれの委員は部会長が指名をするということ。それから6項に、専門部会長を置き、それについては専門部会に属する委員及び公益を代表する委員のうちから選任されるということ。こういうところが決められております。

十三条は準用規定でございます。

それから十四条に、小委員会ということで、特定の事案を調査審議する必要があるという場合には、小委員会を設けることができるということになっております。

十六条は、庶務は私ども海事人材政策課で処理をさせていただくということ。

以上でございます。

【杉山部会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまご説明をいただきました船員部会運営規則(案)につきまして、ご質問、ご意見があれば、お寄せいただきたいと思います。

【小杉臨時委員】

この関係臨時委員というのは、どこでどういうふうに分けられていて、それがどういう者かというのをち

よつとご説明願えないでしょうか。三条のところにありますね。議事に関係のある臨時委員というのは、どうということなんでしょうか。

【蝦名海事人材政策課長】

船員部会は主として船員関係の労務問題を中心に議論をさせていただきます。その関係で、関係の業界の代表の方、それから労働組合の関係の代表の方、こういう方々を臨時委員に入らせていただくと、こういう趣旨でございます。

【小杉臨時委員】

「議事に関係のある」と書いてあるからには、議事に関係のない臨時委員というのがあるわけでしょう。

【大野海事局次長】

小杉先生のおっしゃるとおりで、ちょっとおかしいかもしれませんがね。船中労の運営規則から引き写しているわけでございますけれども、この場合には関係臨時委員という概念を置く必要はなく、要するに、臨時委員のうち、使用者を代表する者、労働者を代表する者の数は各同数とするということによろしいと思います。

利害関係等につきましては、2ページ目の十条3項、4項について、例えば自分の会社の船員派遣事業の許可については議事に加わることができないということで整理しておりますので、多分そういうことだろうと思っております。今、100%自信あるわけではございませんので、もしご了解いただければ、後ほど杉山部会長とご相談して最終的には決めさせていただきますが、三条の2項は「船員部会に属する臨時委員のうち、使用者を代表する者及び労働者を代表する者の数は各同数とする」というふうに単純に書かせていただきまして、後ろの方にそれを引いている規定がございますので、所用の整理を加えさせていただき、この方向で整理をさせていただこうと思います。

【杉山部会長】

よろしゅうございますか。

【小杉臨時委員】

私は結構です。

【杉山部会長】

ありがとうございます。

【蝦名海事人材政策課長】

補足だけさせていただきます。少し書き方は工夫を検討させていただきますが、最低賃金専門部会のほうの臨時委員というのは今ご出席になっていらっしゃる以外の臨時委員の方で、例えばマグロならマグロの最低賃金を仮にやるといたしますと、そういう代表の方が臨時委員として加わられることもありますので、そういう方々はこの本体の船員部会のほうにはご出席ならずに専門部会だけご出席になるというケースがあり得るともございます。ただ、「議事に関係のある」という書き方がそういう内容を必ずしもうまく体現しておりませんので、少し工夫をさせていただきたいと思っております。

【杉山部会長】

ありがとうございます。ほかに、この規則案に……。どうぞ。

【高橋臨時委員】

三条で書いてある委員と臨時委員の違いというのは、どのような違いがあるのか。このままでいきますと、委員というのは2人しかいないという理解でよろしいんですか。

【大野海事局次長】

私がお答えします。資料2の一番最後の紙をご覧くださいんですが、この船員部会は交通政策審議会の海事分科会の船員部会と、こういうことになっておりまして、全体は交通政策審議会の一部ということに。審議会は、委員30人以内で組織すると。そして、特別の事項を調査審議させるために臨時委員を置くことができると、こういう規定になっております。私もどといたしましても、船中労のときに委員をお願いしていました先生方、臨時委員というのはまことに心苦しいんでございますが、何せ30人だけであると。これは、空から、鉄道から、自動車から、海から、すべてこれで審議しておるわけでございます。そういう意味で委員は増やせないということから、こういう構成をさせていただいております。ちなみに海事分科会におきましては、国際海上輸送部会、ヒューマンインフラ部会等でもそういう形をとらせていただいております。

なお、臨時委員というのはどういう意味かといいますと、議決権を有する委員という意味でございます。

臨時委員でございまして議決権はございますので、皆様、特に労使の皆様は言ってみれば、業界、それから労働者側を代表してあるわけでございますから、その議決権みたいなものが阻害されるということにはなりませんので、そういった意味でご迷惑をかけないというふうに考えております。そういうことです。

【杉山部会長】

名称上のことだけでございまして、実質的には皆さん同じ資格でここに参加されているというふうにご理解いただければと思います。

【大野海事局次長】

ちなみに、事務局といたしましては、臨時という言葉は嫌な言葉でございますけれども、この船員部会というものはこれから常設的に設置していきたいと、設置される組織であると考えておりました。臨時委員の皆さんも、臨時ですからここでさようならということじゃなくて、ずっとお世話になればありがたいと、こういうふうに思っている。その意味では委員と同じように考えさせていただいているということです。1つだけ違いがございますのは、部会長と部会長代理は交通政策審議会の委員でなければならないということでございます。これだけご了解いただければと思います。

【杉山部会長】

よろしゅうございますでしょうか。ほかに、この規則(案)につきまして、ご意見、あるいはご質問、ございませんでしょうか。もしほかにございませんようでしたら、先ほど小杉先生の方から出されました「関係臨時委員」という名称、これを実態に即するような形で修正したいと思います。その作業は、事務局及び私に一任いただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉山部会長】

ありがとうございました。

【大野海事局次長】

次回ご報告いたします。

議題3. 船員部会の今後の進め方について

【杉山部会長】

それでは、続きまして議題3でございますが、船員部会の今後の進め方についてでございます。今後、船員部会をどのように進めていくかにつきまして、委員の皆様方のご意見を踏まえ、今後の部会運営を図ってまいりたいと存じます。

まず、事務局から補足・説明がございましたら、お願いしたいと存じます。

【蝦名海事人材政策課長】

お手元に資料3というのがございます。簡単にご覧いただければと思います。

船員部会の概要につきましてはもう既にご案内のとおりですから省略させていただきますが、2のところにございますように、船員政策に係る重要事項の審議ということで、本日ご意見を伺った上でテーマを選定して、議論をしていただくようにしたいと思っております。そのほかに、船員関係の各種データでありますとか、予算の関係のご報告、あるいは、関係するいろいろな検討会でありますとか、国際条約動向などの検討の状況、動向、結果、そういったようなこともあわせて報告をしながらご説明をして、ご意見を賜ればというふうに思っております。

なお、次のページにございますとおり、船員部会におけるいわゆる法令に基づく調査審議事項と申しますのは、その2のところにございますような、船員法、船員職業安定法をはじめとする各法に基づきます調査審議事項でございまして、これは従来の船員中央労働委員会でご議論いただいたものと同じでございますが、それに加えて、今、2のところでご説明しましたようなテーマを決めながら議論をしていければというふうに考えておりますので、よろしく願い申します。

【杉山部会長】

ありがとうございました。ただいまのご説明を踏まえまして、どうぞご自由にご意見をお出しいただければと存じます。どなたからでも結構でございますので、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

本日は、このようなことを扱うべきではないかというご提案を頂戴いたしまして、それを今日結論づけるというわけではございませんので、できるだけ委員の皆様方のご発言を尊重したいというように考えておりますけれども、必ずしもすべてが扱えるかどうかというのは、また議論の対象にさせていただければと存じます。ですから、どうぞ今日のご自由にご発言をいただければと思います。

【飯塚臨時委員】

船員の問題については、外航海運については、日本人の船員、職員が非常に重要なものになっておりますけれども、実際には、日本の海運業界が運航するのは2,300隻ぐらいありますが、そのほとんどが外国人によって運航されているという状況でございます。これは労使も含めてということでございますけれども、ということであると、日本人船員、あるいは船員さんの問題について審議、あるいは調査するということについては、外国の船員さんも必ずかかわってくるというふうに思いますので、そこまで広げて、審議までいくかどうかわかりませんが、少なくともデータの収集、調査をするというふうに考えたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

【大野海事局次長】

前置きで言いわけをさせていただきますと、最終決定をこの場でお答えするというつもりではございませんので感想的なものになりますけれども、ご案内のとおり、外国人船員の問題というのは非常に重要になってくるような気がします。どこまで広げるかという話がありますけれども、例えばトン数標準税制の導入によって日本籍船が目の子で言えば100隻が200隻にふえるわけでありまして、日本人船員をその間に1.5倍に増やすといいましても、実は、新たにふえた日本籍船の100隻については、外国人船員を今までより相当多く確保してこなければ、運航ができないということになってまいります。そうした中、海事局といたしましても、日本人船員の確保・育成に対する方針がきちっと出たということを受けまして、外国人船員、特にアジア系の外国人船員についても計画的に養成を行っていくべきであるというふうにご考えまして、そのために必要な費用を来年度予算で新規に予算要求しているわけでございます。

少しぶっちゃけた言い方で言いますと、結局、日本人外航船員の確保というものに見通しが全くないという段階では、外国人船員の育成というものは、多分、政策としてはできなかつたと思うんです。悪い言い方になりますけれども、日本籍船は増えたけれども、海運業界のためにはなるけれども、その過程で日本人船員が1人もいなくなっちゃうということは、とてもできないと思う。ところが、日本人船員を増やすための政策というのがきちり確立してきたということになりますと、それと並行して、外国人船員の確保ということについても、政策的に我が国の重要産業である外航海運業、我が国の商船に対して、この競争力ということを考えて、あるいは、正常な運航、安全運航ということを考えてやっていくべきだというふうに思っております。

従いまして、私どもも、外国人船員のあり方というものにつきましては、今、さまざまな形で予算要求をし、あるいは検討しているところでございますので、適宜この船員部会でもそのあたりをご説明させていただいて、諮問・答申までいくかどうかはわかりませんが、ご議論をいただき、あるいはご意見を踏まえて進めさせていただくというのは、大いにあり得るべきことなのではないかというふうに思う次第であります。

【杉山部会長】

飯塚委員、よろしゅうございますか。

ほかにご意見があれば、どうぞお寄せいただければと存じます。

【井山臨時委員】

今の話に関連して、船員だけじゃなくて、陸でも今、外国人労働者をどれぐらいどういう職種に入れるかという問題になっていますね。それとの絡みなしに海事だけ飛び抜けて議論するわけにいかないと思うんですよ。だから、そこは厚労省なり法務省ともよくご相談いただいて、お勉強をしていただきたいという希望でございますけれども、よろしくお願ひします。もしやるとしたら。

【大野海事局次長】

今、私は外航海運についてのみということでお答えいたしまして、外航海運の場合というのは、いわゆる国内の外国人労働者問題とは若干違うような気がいたします。内航を含めた外国人船員問題を話し合うということになりますと当然そういうことになりまして、そうでなくても今の井山委員のご指摘を踏まえて関係省庁とはよく連絡をとりながらやってまいりますけれども、今の私の認識では、内航の貨物船、あるいは旅客船に外国人を入れていくということについては、業界からもかなり強い反対があると。将来的にどうなるかということとはわかりませんが、今直ちにその門戸開放を前提に議論いたしますと非常に紛糾に

なるのではないかという気がいたしておるわけでございますけれども、そんな状況だと思っております。いずれにしても関係省庁とはよくご相談をしながら進めてまいりたいと、こういうことでございます。

【杉山部会長】

ありがとうございます。労働力確保は多分、この海事分科会だけでは議論できないような広がりが必要されるのではないかなというふうに思います。この船員部会でどのような扱いになるのか、これはまた皆様方とご相談しなくてははいけませんけれども、私どもとすれば、できる限り勉強をさせていただいて、そして、その位置づけをどうしたらいいのかというご議論をちょうだいできればと思います。

どうぞ、ご意見を。どうぞ、野川委員。

【野川臨時委員】

船員部会の今後の進め方についてというペーパーの最後に、船員政策に係る重要事項の審議の1つとして「国際条約の動向等の結果報告等」という記載がございます。ご案内のとおり船員問題は本質的に非常に国際的(インターナショナル)な問題でございまして、現在までも国連のIMO(国際海事機関)の中でつくられた諸条約が船員については大変大きな影響を及ぼしておりますが、特に、船員の労働条件、生活条件等に関しまして、2006年2月にILOで、「2006海事労働条約(2006MLC)」という条約が採択されました。この条約は、ILOの90年の歴史の中でも大変際立った性格を持つ条約でございまして、単に船員について包括的な内容を持った条約であるというだけではなくて、ILOという国際機関の、今、ILOは地盤沈下が非常に懸念されている国際機関でございまして、そのいわば復活をかけたような大きな条約でございまして、この批准に向けて我が国も今努力をしているところということでございまして、2010年にはおそらくこの発効要件を満たす批准国数と総トン数を獲得するであろうと、こう言われておられて、そういう中で、この条約を我が国が批准することになれば、船員法はじめ関係諸法令についてさまざまな手当てをすることになりますし、実務上もいろいろな体制の整備を余儀なくされることと思います。この問題についてはおそらくここで話し合うのが最もふさわしいことというふうに私は認識しておりますので、この条約にかかわる事柄について、ぜひこちらでもテーマを設けていただいて、諸外国におくれないように、また日本の国際海運の中での地位を確保するためにも、議論をしていただきたいというふうに思っております。

実は、この条約は批准をしないと非常な不利益をこうむるという仕組みになっておられて、ノーモア・フェイアラブル・トリートメントという概念がございますが、つまり批准をしていない国が批准をしていないことによってこの条約のさまざまな義務を免れないということになっているんですね。例えば日本の国が批准をしていないという場合には、日本の国の港に外国船が来たときには、日本の国は批准していないので条約上のさまざまな義務が入ってきた船に対して課することができませんから、PSC等でそれをチェックすることはできない。ところが、日本の船が外国の港、批准している国の港に入ったときは、うちは批准していないということを言いわけにできない。つまり、それでも 外国の港で条約上のさまざまな諸要件をチェックされてしまうと、こういうことで非常につり合いのとれない結果を招いてしまいますので、もしこの条約が発効するということが見通された折には、遅滞なく日本も批准をして対応しなきゃいけないというふうに思っております。内容は先ほど申したように大変包括的(コンプレヘンシブ)なものでございまして、事前の準備等を精力的に進める必要があると認識しておりますので、ぜひこの点についても対応のほどをよろしく願いたします。

【大野海事局次長】

この問題、ご存じない方もいらっしゃると思いますので、少し長く答弁をさせていただきます。要旨はわかりました。そのとおりにいたしますということでございます。

ILOの海事労働条約、実は、船員の労働条件等々につきまして、ILOではさまざまな条約がございます。日本が批准しているもの、批准していないものも含めて、さまざまなものがございまして、これを統合して1本の総合的な条約を作ろうということで採択されたものでございます。今のところ、これを批准しておりますのは、リベリア、マーシャル諸島、バハマの3カ国ということで、いずれも小さい国のようでございますけど、実はこの3カ国で世界の船舶量の18.99%になっています。条約発効要件が30カ国及び世界の船舶量の33%、つまり3分の1以上ということでございまして、国の数はともかくとして、船舶量としては相当いっているということです。

先ほど野川先生から2010年中に発効するであろうというお話がございましたけれども、EUの理事会が加盟国に対しまして2010年(平成22年)末までにこの条約を批准するように求めるという決定を行っております。既に国際会議等の場でもそれを正式に表明しているところでございます。従いまして、そこ

までに発効する可能性が極めて高いということを私どもは考えていかなければいけないというふうに思っております。政府全体としてはまだまだこれから調整を要する事項でございますけど、海事局といたしましては、その発効前に我が国として批准をしていく必要があるのではないかという姿勢でございます。

この問題につきましては、実は官労使からなります勉強会、ILO海事労働条約国内法化勉強会というものをおとしの9月に立ち上げまして、約半年議論いたしまして、中間取りまとめを行っております。ただ、中間取りまとめにおいては、実は、条約の本文だけでは、条約に基づくガイドラインとかがありませんと中身がはつきりしない事項がございましたので、幾つかの事項については引き続き検討ということで、検討をとめております。それは例えばどういうことかといいますと、居住設備の詳細でありますとか、あるいは旗国検査。つまり、日本籍船だったら日本がこの条約に基づいてどういう検査を行うべきかという内容。それから、PSC、これは要するに日本に寄港したときに外国船についてこの条約の規定を満たしているかどうかというのを検査できるわけでございます。先ほど野川先生からご説明ございましたように、これは、日本に寄港した以上、非誓約国の船であっても同じようなものを求めることができるという乱暴な条約になっております。そのルール、こういったものについては、実はまだ進めておりません。それで、先月下旬にこの国際会議がございまして、そこで、今申しました旗国検査のガイドラインとか、あるいはPSCのガイドラインが策定されました。よって、この勉強会を再開させていただきまして、そういったことについても細部の検討を進めていくと、こういうことになろうかと思っております。

この部会につきましては、その上でということになろうと思っておりますけれども、先ほど船員部会における審議事項を蝦名のほうからご説明いたしましたが、例えば船員法の改正に関する事項の調査審議というのは、旧船中労の権能を受け継ぎまして、この部会で調査審議していただいた上で船員法の改正をするということになっております。そういう意味で、このILO海事労働条約を批准するということになりまして、相当な確率、おそらく不可避で船員法の改正というのが出てまいりますので、形式としてもこの部会でご審議いただくべき事項ということになっている。

また、重要な事項であることも十分認識しておりますので、前広にご報告をし、またこの部会でご意見を賜りながら、最終的に法律改正のご審議についてご了解をいただくと。これは正式な諮問・答申になりますので、そういうことで今考えておる次第でございます。来年の半ばから後半あたりに結構重要な問題になってくると思います。結構細かくて、しち面倒くさい部分もございます。ひとつよろしく願いいたします。

【杉山部会長】

この船員部会、大変幅広い課題を検討しなければいけないなというように私自身感じていたんですけども、この部会そのものでは細部にわたってご議論しかねるようなところは、また専門部会等々でご検討いただいて、その結果を皆様方にご議論いただくと、こんな形になろうかと思っております。

野川先生、補足的にご発言ございますか。

【野川臨時委員】

いえいえ。私は少し僭越にいろいろと申し上げましたけれども、この海事労働条約の採択に至るまでの間、政府代表のリーガルアドバイザーという形で私は出ておまして、その重要性は非常に認識しておりますので、今、次長のおっしゃったとおりの方向でぜひよろしく願いいたします。

【杉山部会長】

ありがとうございます。ほかに、船員部会の今後の進め方についてのご意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【山村委員】

すみません、いつもちょっと感覚的な話ばかりで申し訳ないんですけど、船員部会でこういうことも話していけるのかなというのを伺いたかったんですけど、ヒューマンインフラにちょっと関係あるので。私は、海の世界はもっともっと人を増やしていきたい。先ほど農の話で盛り上がってしまったんですが、農業もそうですけど、海もそうですし、山もそうですし、すべてにおいて、今、それこそ外国の方が入っている部分も多いんですけども、そういった部分も、今、周りであまりに職がないという話を聞くんですね。時代が時代ですので、ほんとうに若い方から60代、70代の方まで、まだまだ働く力がある人がいっぱいいるのに、ないという話を周りでいっぱい聞きまして、テレビでも、ニュースでもそういう話を聞くと、なぜこっちに行かないんだろうと思う部分がすごくあって、絶対に海の世界はまだあると思うし、農業の世界もまだまだあると思うし、だけど、そこにぱっと行けない、すそ野が広がっていけないみたいところがすごく感じられるんですね。もちろん海の世界はすごい広いですから、大きな船に乗ってという話もあるだろう

し、内航の本当に本当に小さい港の小さい船ということもあると思うんですけど、もっと入り込めるはずなので、私的には今がチャンスだという感じがすごくするので、来年ではなく今すぐでも、そういう何か、ポスターなのか、インターネットなのかわかりませんが、明日からでも働けるような、働くときは労働基準法とかそういうことももちろん大変関係してくるので目を光らせてないといけないと思うんですが、もっと簡単にいい職に人がありつけたらいいなあいつも願っているの、何か触発できるようなことがあればなあ。

どこの世界もそうですけど、私も、ニュースを聞くと、結構暗い話もいっぱいありまして、例えば事故の話とか、あと、最近ですと海上自衛隊の話がありましたけれども、うちも自衛隊の娘だったので、しかも術科学校の校長をやっている父だったので、すごいつらい感じがあったんですけども、そういう膿はどんどん出していただいて、何か不透明な部分ほどの世界でもとにかく今は出切ってほしいというのがすごくあって、透明な中できちんとみんなが仕事ができたらいいのになあ、すごく思うんですね。もったいないということがまさに今人材の中であると思うので、船員部会の中でそういうことをどこまで話し合えるのかわからないんですけども、そういう気持ちを持って私も関わり合っていきたいなと思いますので、そういう話し合いをぜひよろしくお願いいたします。

【大野海事局次長】

山村先生のおっしゃるようなことも、この船員部会、毎月原則1回ということで、實際上、年に八、九回かなと思っておりますけれども、結構数が開催されますので、そういったときにご説明をして、また先生方の、あるいは労使からのご意見も賜りながら進めていきたいと思っております。

なお、ちょっとヒューマンインフラ部会でご議論していただいた後に、どういうことを既にやっているか、あるいは考えているかということ若干ご紹介させていただきますと、今、海のまちづくりということで、これは全国なかなか一律にというわけにはいかないと思いますので、例えば、今治とか、尾道とか、神戸とか、そういう町を思い浮かべていただければと思うんですが、そういったところで特に次世代の、海運だけじゃなくて造船も含めて、海で働きたいという人たちに海の産業や何かについての理解を深めていただく、こういう事業を国とその市町村と一緒にやろうなというのを始めております。

それから、これは内航業界からのご希望がありまして、一般高校の卒業生について、半年ぐらいの促成栽培で、航海当直、つまり見張りだけはきちっとできる、このような制度を既に導入しておりますけれども、この対象を高校中退者にも広げてほしいんじゃないかというようなご提案をいただきまして、今年度からはそういうふうにしていくということでございます。

それから、みんな知らないんですね。これはまだ検討段階でございますけど、内航業界と私どもが協力して、例えば、職安にもご協力いただいて、いわゆるフリーターさん向けの、海で働きませんかというようなセミナーみたいなものがないかというようなことも、今考えているところです。航海訓練所の帆船に、岸壁に着いているときに見学するだけじゃなくて、できるだけ子供たちに乗っていただく。まだ始めたばかりで細々ではございますけれども、体験航海を行って、非常に評判がよかった。こういった形のことも進めてまいります。その基盤といたしまして船員計画雇用促進事業の補助金というものもございまして、そういったものを総合的に使いながら進めていきたい。

例えばこういった船員部会でご議論いただきまして、実は実施推進機関といたしましては、関係業界がずらっと入っていただきました実行委員会みたいなものをつくっておりますので、先生方の皆様のお考えというものを、そういう関係業界の会議にこういう考え方もあるよと伝えていって、私どもだけではできないことを広げていきたいと思っております。

最後に、日本海事センターという財団法人がございまして、ここに「海の仕事.com」というページを作らせていただいております。「海の仕事.com」でございまして、これはどっちかというと小中学生、高校生向けに海の仕事についてやさしく解説しようということでございまして、なかなか知れ渡るところまでいかないんですが、冒頭申しました海のまちづくりを進めていくとき、子供たちに海のことを教えようと思ったときに、この「海の仕事.com」を開いてくれたら、そこに材料があるから、もちろんただですから、それを無料でダウンロードして使ってくださいと、こういうようなこともやっております。少ないとはいっても月に1万件弱のヒットがあるようなホームページにはなっておりますので、そういったこととか、いろいろヒューマンインフラ部会でご提言いただいたことを少しでございまして、実行に移しておりますので、それをさらに発展させていくためにご議論を願えればと思う次第であります。

【杉山部会長】

ありがとうございました。ヒューマンインフラ部会では、基本的な方針を出しまして、ぜひこれが実践に

移されるように、あとは海事局の皆様方及び関係業界の皆様方に汗をかいていただきたいと、こんなようお願いをした記憶がございます。

なお、今、大野次長から細かな説明がございましたけれども、私、学校の教師としてちょっと皆様方をお願いしたい点がございます。実は、運輸産業に関して今の若者がどこまで知っているかという、ほとんど知らないんです。自分の目で見るとか、体験するというような世界は知っています。例えて言いますと、宅配便はよく知っているんです。ところが、海の世界になりますと、見たことがない、行ったことがないという若者のほうがむしろ多いんですね。そうしますと、実感としてなかなか海の魅力をとらえられない。そんな点が非常に多くございますので、今日の皆様方は海事の最前線でご努力なさっておられる方々ばかりでございますので、ぜひ、若い学生に海の魅力を伝えるような、そういうことをお願いできればなというように思います。皆様方がお持ちの情報と今の若者の情報はえらく違いますので、そこだけをお願いしておきたいと存じます。

どうぞ。

【野川臨時委員】

質問を1つ。最初の会議ですので、ごく基本的なことですが、船員部会とヒューマンインフラ部会の機能分担、これについてちょっとお伺いをしたいと思うんです。基本的に扱う内容がかなりオーバーラップしていると思うんですが、ちょっとご説明いただければと思います。

【大野海事局次長】

実は、詰まったことは考えておりません。ただ、船員部会は常設の機関でございますので、非常に幅広くやっただいて、ご議論いただくべき機関だと思っております。ヒューマンインフラ部会は、去年の暮れにご答申をいただいた後、今は中断しておりますけれども、これは常設的に動いていただくということまで考えている訳でございませぬ。ですから、必要があれば私どもとしてもヒューマンインフラ部会にご相談していくわけでございますけれども、とりあえずは動くのは船員部会だけだというふうに、理屈ではないんですが、事実として野川先生にご理解いただければ、そのほうがわかりやすいのではないかと思います。

【杉山部会長】

よろしゅうございますか。

【大野海事局次長】

それと、もう1つ申しますと、今日も杉山部会長に私どもからお願いして先生方のご意見をということでございますけれども、この部会、要するに役所側が必要だと思ったことについて事を決めてがしと諮問して、それについて答申をいただくだけの会議ではないと、そういうふうにしたくないと思っております。そういう意味であえて細かく、これはやる、やらないというのは、我々で決めたくないし、先生方のご意見を伺いながら、少なくとも最初の半年、3カ月は、自己増殖というか、どちらのほうに行くかわからない部分がある審議会というのもたまにはあつていいのではないかと考えておりますので、先生方オリエンテッドのご議論をしていきたいと思っております。ですから、事務局の方でがしと考え方を固めているわけではございませんので、よろしく願いいたします。

【杉山部会長】

我々にとっては、大変自由度が与えられて、ありがたい話だというように思います。基本的には、いかに船員を確保していくのかということに関しまして、海事局主導型ではなくて、委員の先生方が、こういうことも議論すべきではないか、こうすべではないかというような幅広い議論をしてよろしいと、こういうことですので、どうぞよろしく願い申し上げたいと存じます。

ほかに、今日お伺いしておくべきところはございませんでしょうか。

【小杉臨時委員】

先ほどの運営規則のところにもまた関係するんですけれども、一応、公益委員が7名、労使5名ずつということになっていて、議決のときはこれで過半数と、こういうことになるわけですね。ですから、労使は数が同じだけど、公益委員の方は7名で、この中で過半数と、こういう理解なんですか。

【大野海事局次長】

そのとおりでございます。これは、陸上の労働委員会、それから旧船中労もそうなんでございますけれども、労働問題に関しまして、労働者の権利保護等に直接関係する部分というものについては、基本的

に公労使同数にする。そして、その議決を過半数で行っていくというのが原則だろうと思っております。ただ、船員問題一般になった場合には必ずしもそれは必要ではないのではないかとというのが、我々の意見でございます。従いまして、資料3の船員部会の審議事項というところ、資料3の2ページ目に法律がずらっと並んでおりますけれども、このうちの大部分の問題というのは、必ずしも公労使同数ではなくて、ご意見を交換して過半数議決ということによろしいのではないかとというふうに、私どもとしては考えさせていただいているところでございます。ただし、例えばその表にもございます最低賃金の決定・改正、これは違いまして、旧船中労の中でもまさに公労使同数を求められている分野でございます。従いまして、先ほどの運営規則(案)の第十二条第3項には、使用者代表、関係船員代表、それから、委員も公益代表でいらっしゃるから、委員及び公益を代表する臨時委員代表、この各同数をもって組織すると、こういうふうに必要な部分だけは公労使同数という形にさせていただいて、残りについてはそれを外させていただこうと、こういうふうを考えている次第でございます。

【杉山部会長】

今のご回答でいかがでしょうか。

【小杉臨時委員】

一応、システムは理解いたしました。

【杉山部会長】

そうですか。ありがとうございます。

【小杉臨時委員】

むしろ労使のほうに何かそういうところでご意見があるのかなあという気がちょっとしたものですから。

【杉山部会長】

今日ご出席の委員の方で、労使のご意見があったらいいんじゃないかというご発言に対しまして、何かご発言いただくことはございませんでしょうか。

【大野海事局次長】

ちなみに、旧船中労で今後の船員部会の構成についてご説明いたしましたときに、労使は同数とさせていただきますが、公益委員については審議会の構成上これより多くなるということを実は前提にいたしました。そういう意味では、公労使同数は崩れますということでご説明をさせていただいたということは、事実でございます。

【杉山部会長】

ほかにご意見ございませんでしょうか。

今日は、いろいろご意見を頂戴いたしました。基本的には、今日ご提案いただきました内容は、この船員部会で勉強させていただき、そしてまた議論をさせていただくと、こういう位置づけにしたいと存じますけれども、具体的な整理等々につきましては、また事務局とご相談申し上げて整理をして、次回にご報告申し上げたいというように存じます。

また、議題等につきましては、今回に限らず、次回でもお出しただいて結構でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

閉 会

【杉山部会長】

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。事務局から何か連絡があれば、お伝えいただければと存じます。お願いいたします。

【川崎企画調整官】

それでは、次回の部会の日程の設定をさせていただきたいと思いますが、事前にご連絡はさせていただいているかと思うんですが、次回は11月17日(月)10時からということにいたしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(「了解」の声あり)

【川崎企画調整官】

もしご都合悪いという方がいらっしゃいましたらご連絡いただければと思いますが、基本的にはこの時間で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、案内等は後日お送りさせ

ていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

【杉山部会長】

それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第1回船員部会を閉会いたしたいと存じます。

本日は、大変お忙しいところを朝早くから、委員及び臨時委員の皆様方には、ご出席いただき、かつ大変貴重なご意見を頂戴いたしました。どうもありがとうございました。